



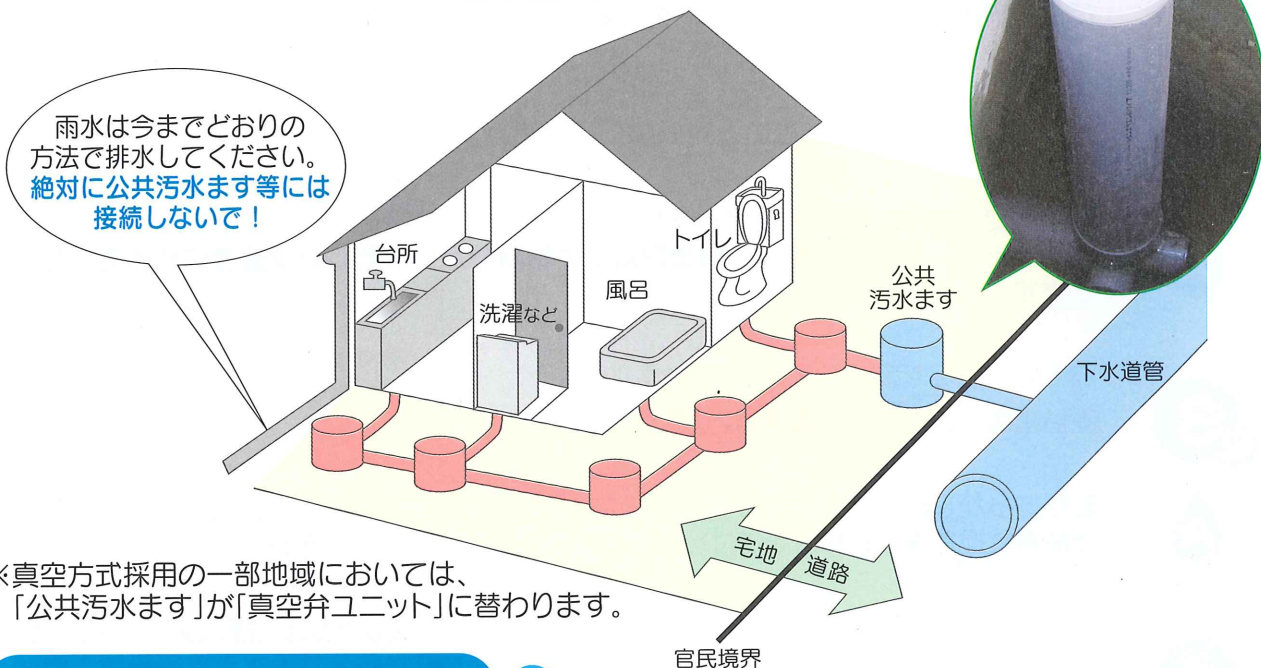
排水設備の設置

下水道が整備されても、排水設備を設置しなければ家庭等からの汚水を下水道管に流すことはできません。排水設備とは、公共汚水ます等までの敷地内配管のことをいいます。排水設備は、**下水道の供用開始後に個人の費用で設置し**、補修・点検などの管理をしていただきます。

なお、松茂町の下水道は雨水と汚水を別々に流す「分流式」下水道ですので、雨どいなどの**雨水管は絶対に公共汚水ます等には接続しないでください。**

■ 排水設備…個人が供用開始後に工事をし、管理する箇所

■ 公共下水道…町が工事をし、管理する箇所



※真空方式採用の一部地域においては、「公共汚水ます」が「真空弁ユニット」に替わります。

排水設備に関するQ&A

Q1

排水設備の設置義務者は誰ですか？

A

建築物の所有者が排水設備の設置義務者になります。なお、建築物の所有者とその敷地の所有者が異なる場合も、当該建築物の所有者が排水設備の設置義務者になります。

Q3

排水設備工事の施工は、誰に依頼すればいいのですか？

A

排水設備工事は、正しく行わないと排水管がつまったり、悪臭が発生する原因となります。

排水設備工事は必ず松茂町が指定した『排水設備指定工事店』に依頼してください。

Q2

下水道の供用開始後、いつまでに排水設備を設置しなければなりませんか？

A

***くみ取りトイレを使用している場合**

供用開始後、3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続していただく必要があります。
(下水道法第11条の3)

***浄化槽を使用している場合**

供用開始後、遅滞なく下水道に接続していただく必要があります。
(下水道法第10条)

Q4

排水設備工事にかかる費用はどのくらいですか？

A

各家庭等の敷地の広さ、建築物の構造・間取り等により変わります。**複数の指定工事店から見積もりを取るなどして確認してください。**

※排水設備工事の費用は、受益者負担金16万円以外に別途必要となる費用です。ご注意ください。